

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第3項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第4条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第11条第1項第4号中「氏名、氏」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」に改める。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第13条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏を記載できるようにするために。また、性同一性障がい等への配慮として、印鑑登録証明書等に男女の別を記載しない取扱とするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第81号)新旧対照表

改正案	現行
(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、 <u>本市が備える</u> 住民基本台帳に記録されている者とする。	(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、 <u>本市の</u> 住民基本台帳に記録されている者とする。
2 (略)	2 (略)
(印鑑の登録) 第4条 登録できる印鑑の数量は、1人につき1個に限るものとする。	(印鑑の登録) 第4条 登録できる印鑑の数量は、1人につき1個に限るものとする。
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)	3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 氏名(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)
(4) (略)	(4) (略)
(削る)	(5) 男女の別

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

4 (略)

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出若しくは申請又は職権により当該登録に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 印鑑登録者がその者の氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、第4条第3項第3号に規定する通称及び同項第7号に規定する氏名の片仮名表記を含む。）を変更したことを知ったとき（印鑑登録原票の印影を変更する必要のない場合を除く。）。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとする。この場合において、印鑑登録証明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

4 (略)

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出若しくは申請又は職権により当該登録に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 印鑑登録者がその者の氏名、氏

又は名（外国人住民にあっては、第4条第3項第3号に規定する通称及び同項第7号に規定する氏名の片仮名表記を含む。）を変更したことを知ったとき（印鑑登録原票の印影を変更する必要のない場合を除く。）。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとする。この場合において、印鑑登録証明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては, 当該氏名の片仮名表記

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては, 氏名及び通称)

(2) (略)

(3) 男女の別

(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては, 当該氏名の片仮名表記